

社会福祉法人多摩市社会福祉協議会 ふれあい・いきいきサロン事業推進要綱

(目的)

第1条 社会福祉法人 多摩市社会福祉協議会（以下「本会」という）が推進している本事業は、地域住民が主体となって地域の中で気軽に集まれる場をつくり、地域住民の相互交流の促進を図ることにより、地域の支え合いの力を高めることを目的とする。

(定義)

第2条 ふれあい・いきいきサロン（以下「サロン」という）とは、身近な地域で地域住民が協働し、高齢者・障がい者・子育て中の方等、すべての地域住民の生きがいや誰もが自由に参加できる地域における仲間作りの場である。

(実施主体)

第3条 サロンの実施主体は、原則として多摩市に居住している地域住民とし、企画・運営を行うこととする。ただし、法人格を有する団体は対象外とする。

(活動)

第4条 サロン活動は、誰もが自由に参加でき、地域の中の居場所づくりとして住民が主体的に企画・運営に取り組む活動であり、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) サロン活動の場所は、地域の集会所、公共施設、個人宅等で活動可能な場所とする。
- (2) サロンの開催回数は、原則月1回以上とする。

(対象者)

第5条 サロンの対象者は、サロン運営に携わる者を含み、高齢者や障がいのある方、子育て中の親子をはじめ、地域住民全てを参加対象とする。

(運営費の確保)

第6条 本会からのサロン活動費助成金以外に、原則として参加者から参加費を徴収するなど、自主財源の確保について努力するものとする。

(登録)

第7条 次の号に定める手続きにより、本会へサロン登録をすることができる。

また、本会に登録をすることにより、第8条の支援を受けられるものとする。

- (1) 実施主体者は、ふれあい・いきいきサロン登録申請書（第1号様式）及びふれあい・いきいきサロン参加者名簿（任意書式）に必要事項を記入し、本会へ提出する。
- 2 次の項目に該当するときは、本会会長はサロン登録を抹消することができる。
 - (1) 営利行為を目的とした場合
 - (2) 政治行為にかかる場合
 - (3) 宗教活動にかかる場合
 - (4) 法令または公序良俗に違反する場合
 - (5) サロン代表者から辞退の申し出があった時
 - (6) その他、サロン活動として存続させることが適当でないと認められる事由が生じた時

(支援)

第8条 社会福祉協議会はサロンに対し、次の支援を行うものとする。

- (1) ふれあいサロン・社協行事傷害補償保険への加入(週2回、1回30人を上限とする。)
- (2) ふれあい・いきいきサロンの運営に関する相談
- (3) 活動情報の提供
- (4) 広報活動
- (5) サロン団体同士の交流会等の実施
- (6) 運営に必要な活動費等の助成
- (7) その他、必要と認められる支援

(助成金の交付額及び対象経費)

第9条 前条1項5号の活動費等助成の額は、別表1に定めるとおりとする。ただし、本会が実施する他の補助または助成を受けている活動及び法人格を有する団体は助成対象から除く。

2 この助成金の交付対象となる経費は、別表2に定めるとおりとする。

(助成金交付申請)

第10条 助成金の交付を希望する団体は、ふれあい・いきいきサロン活動助成金交付申請書(第2号様式)に必要事項を記入し、本会会長に申請する。

2 助成金の申請時期は通年とする。

3 助成金申請は年度内に1団体1回のみとする。

4 再登録した団体は、別表1の登録3年目以降と同等の扱いとし、助成金の交付申請ができる。

(助成金の交付決定)

第11条 本会会長は、前条1項に基づく申請があったときは、速やかにふれあい・いきいきサロン活動助成金審査基準(第3号様式)に照らして審査し、助成金を交付することが適当であると認められるときは、申請を受けた日の翌日から起算して30日以内に、ふれあい・いきいきサロン活動助成金交付決定通知書(第4号様式)により申請団体に通知する。

2 助成金を交付することが適当ではないと認めるときは、速やかに助成金の不交付を決定し、ふれあい・いきいきサロン活動助成金不交付決定通知書(第5号様式)により、申請団体に通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第12条 被交付決定団体は、本会会長の指定する日までに、ふれあい・いきいきサロン活動助成金交付請求書(第6号様式)により本会会長に請求しなければならない。

(助成金の交付)

第13条 本会会長は、前条の規定による請求を受けたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(報告)

第14条 サロン団体は、毎月のサロン活動状況について、活動日の翌月10日までに、ふれあい・いきいきサロン開催報告書(第7号様式)により、本会会長に報告するものとする。

2 サロン団体は、年度の活動完了後、速やかにふれあい・いきいきサロン事業実績報告書(第8号様式)

式)により、本会会長に報告するものとする。

(活動内容の変更)

第15条 サロン団体は、ふれあい・いきいきサロン登録申し込み書の活動内容を変更するときは、ふれあい・いきいきサロン活動内容等変更届(第9号様式)により、あらかじめ本会会長に届け出なければならない。

(助成金の返還)

第16条 本会会長は、助成金の交付を受けた団体が、次の各号に該当したときは、助成金の返還を命ずることができる。

- (1) 不正な方法により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を交付目的以外に使用したとき。
- (3) その他、本要綱の規定に違反したとき。

(個人情報の保護)

第17条 サロン活動にかかる事務を処理するため知り得た個人情報の取り扱いについては、本人の同意なく必要とされる範囲を超えて第三者に漏洩してはならない。

(委任)

第18条 この要綱について定めのない事項については、本会会長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

ふれあい・いきいきサロン活動補助金交付要綱(平成25年4月1日施行)は廃止する。

別表 1（第 9 条関係）

助成金交付額

登録初年度	— 2 万円
登録 2 年目	— 1 万円
登録 3 年目以降	— 5 千円

別表 2（第 9 条関係）

<助成対象経費>

事業費

- （1）会場賃借料
- （2）広報宣伝費（チラシ作成費等）
- （3）諸謝金（外部講師謝礼等）
- （4）消耗品費（イベント等材料費・お茶代等）
- （5）その他本会会長が必要と認める経費